

こうわん通信 (VOL.1)

「世界の北海道」を目指して
—北海道総合開発計画—

平成29年5月12日発行
北海道開発局 港湾空港部 港湾行政課
〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目
札幌第一合同庁舎14階

創刊のご挨拶

港湾管理者の皆様におかれましては、平素から北海道開発局が実施する港湾行政にご理解、ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、平成29年度から、港湾空港部においては、空港・防災課を新設し、港湾等の防災対応に万全を期すと共に、港湾行政課を改組し、国有港湾施設の管理委託業務を港湾管理者の皆様と直接対応させて頂き、迅速かつ的確な管理業務を目指しているところです。

四方を海に囲まれた北海道における港湾の役割は益々重要となってきており、そのためには、港湾管理者の皆様との連携・協働がこれまで以上に必要となります。

この度、港湾管理者の皆様との「繋がり」を強化するためのツールとして、メールニュースを発行することに致しました。

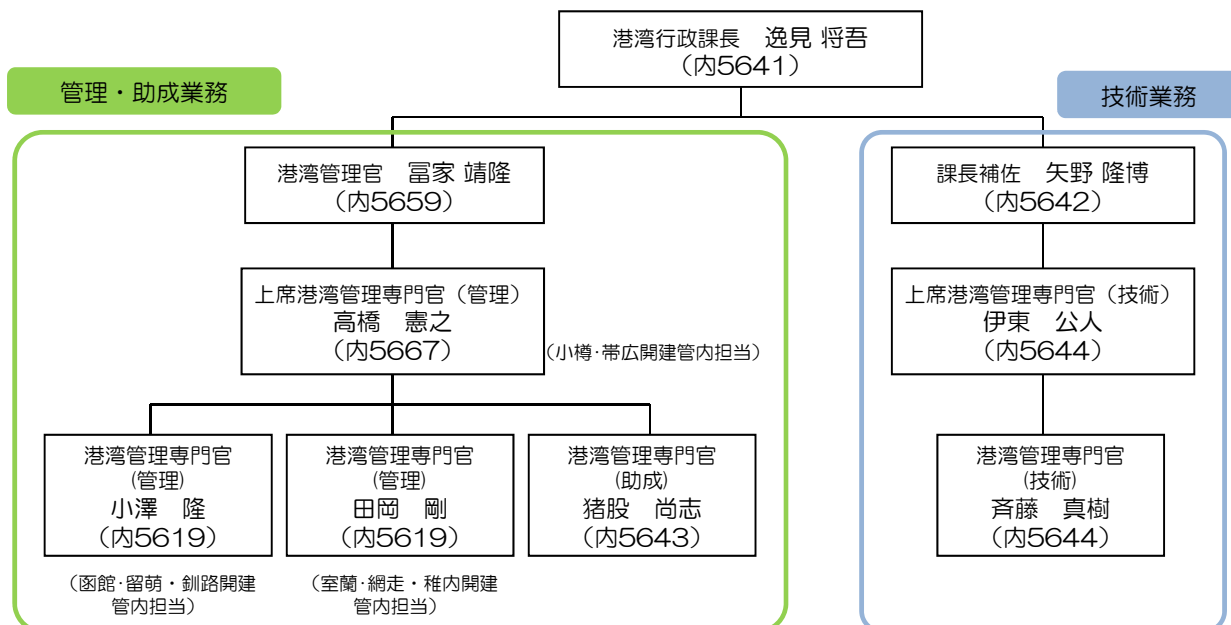
必要な情報を共有することで、北海道における港湾の益々の発展につなげて参りたいと存じます。

北海道開発局 港湾空港部長 笹島 隆彦

港湾行政課の改組について

4月から、国有港湾施設の管理業務は港湾行政課が港湾管理者の皆様と直接対応させて頂くことになりました。そのため、下図のとおり組織を改正致しました。

国有港湾施設の管理業務に関し、迅速な対応、的確なアドバイス等、直接対応のメリットを最大限に活かしていきたいと考えておりますので、各港湾管理者の皆様におかれましては、引き続きよろしくお願い致します。

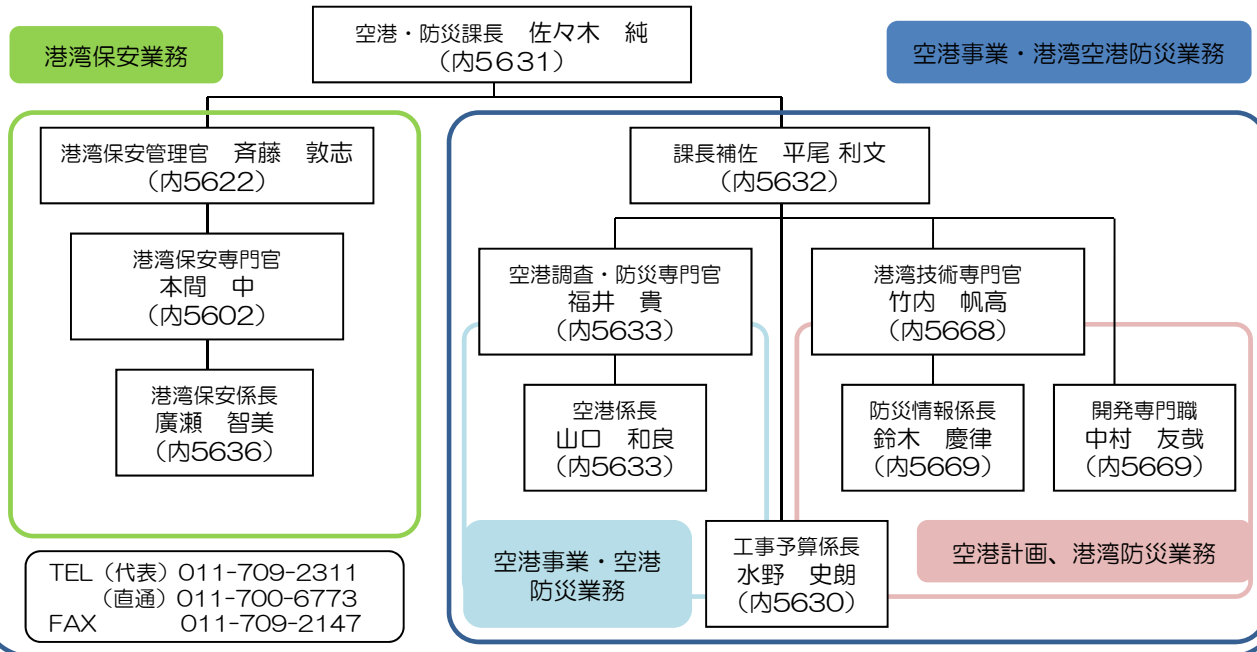


TEL (代) 011-709-2311 (直通) 011-709-2321
FAX 011-709-2147

空港・防災課の新設について

4月から、「空港・防災課」が新設され、下図のとおりとなりました。
 今回の変更は、港湾・空港に関する防災・危機管理対策、港湾の保安対策等の取組をより一層効果的・効率的に実施していくために、これら取組を総合的・一元的に行うことを目的としています。

なお、従来の空港事業については引き続き所掌しますのでよろしくお願い致します。



今月のお知らせ

北海道開発局では委託した港湾施設の管理の状況について、港湾の適正な利用と持続的発展の促進を目的として、毎年度、実地監査を実施しています（港湾法施行令第17条の9）。

昨年度の監査においては、車止めや防舷材の欠損等、施設の設置状態に関する指摘事項が目立ったところです。港湾管理者様におかれましては、港湾施設の適切な管理につきまして、今後ともよろしくお願い致します。

なお、今年度の実地監査は7月中旬以降、順次行う予定ですが、実施日等の詳細については関係する港湾管理者様と調整の上、お知らせします。



<事例1> 防舷材の欠落



<事例2> 車止めの欠損

【専用アドレスの開設】

港湾管理者様からの掲載要望やご提案等・その他業務上の疑問等をお待ちしております。専用アドレスを開設致しましたので、ご活用下さい。 (hkd-ky-kougyo@ml.mlit.go.jp)